

## 日本福祉教育・ボランティア学習学会倫理規定改正にあたって（案）

研究倫理委員会準備会 2018年11月

近年、データのねつ造や改ざん、研究費の不正処理、さらには研究機関におけるパワハラやアカハラなど、研究倫理に関わる問題が相次いで発覚し、社会問題化している。こうした問題を受けて、日本学術会議が声明「科学者の行動規範」（2013年）を発表、文部科学省は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年）を策定するなど、関係機関が対応策を打ち出してきている。この動きは、学会が担う社会的責務の再確認を迫っており、各学会での研究倫理についての議論を活発化させてきた。

日本福祉教育・ボランティア学習学会は、人間の営みを扱う研究が欠かすことのできない活動の要素となっている。これまで、人間や人間の営みを対象とする研究を行う学会の多くでは、一般的に医学系の倫理指針を参照しながらシステムの構築がなされる傾向にあった。そのシステムに特徴的な点は、実施しようとしている研究のうち、人間に対する侵襲性を伴うものは、事前に研究倫理を遵守する方策を計画し、研究倫理審査を受審することを標準化するというものであった。しかし、そうしたシステム化は、それぞれの学会に固有の研究のあり方が十分に考慮されておらず、自由な研究活動による社会や人類への貢献という学会の使命に制約を与えかねない。ことさら日本福祉教育・ボランティア学習学会においては、学会員が必ずしも研究倫理審査を受審できる条件をもっておらず、省察的実践の過程を公開することで会員相互が切磋琢磨することが存在意義の一部であるなど、医学系の倫理指針の無批判な受容は学会活動の停滞を招きかねない。日本福祉教育・ボランティア学習学会の社会的責任や研究の固有性に基づいた研究倫理モデルの構築を必要としている。

また、研究が必ずしも計画通りに遂行されるわけではないこと、事前の説明責任よりも論文文化などの研究結果の公表時における説明責任のほうが重大事であるなど、実際の研究倫理の問題とシステムとの間に乖離が生じることもある。さらに、システムに乗って手続きを行うことが研究倫理の全うを意味するといった、研究倫理の意味のすり替えが生じる危惧さえある。研究者個々人が、研究倫理の本義に常に立ち返ることができる条件をシステムの根幹に位置づける必要がある。

そうした地点に立ち返るならば、そもそも日本福祉教育・ボランティア学習学会における研究倫理とは何かという議論が十分に行われてきていないことにも気づく。会員が、研究遂行によって他者の権利を侵害することなく、研究成果が社会や人類だけでなく、研究に協力してくれた人や集団の福祉に役立つ研究を行うことができるために、学会としてどのような条件整備を行っていくべきなのか。研究倫理の本義に立ち返って議論を重ね、その議論の結果を形にしていく枠組みとして、研究倫理規定の改正と運用、あわせて研究倫理ガイドラインの策定を行おうとするものである。

